

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録案（第39回）

### 第1 日時

令和2年1月15日（水） 午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

伊島順子、磯田三津子、大場玲子、岸規子、甲原裕子、孝橋宏、坂下裕一、鈴木秀行、立山優二、畠玲子、本田晃、水谷元雄、武藤京子、八島健、吉田正臣（五十音順、敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）中澤智、岡崎方子、細谷弘治、須栗克史

（事務局）横山真幸、本田千鶴、米満信行、白熊正樹、吉田幸子

### 第4 議題

「子どもを親の離婚紛争に巻き込まないための配慮－さいたま家庭裁判所における工夫－」

### 第5 議事概要

#### 1 開会宣言

2 新任委員自己紹介（伊島委員、八島委員、甲原委員、坂下委員、磯田委員）

3 退任委員紹介（坂田委員、堀田委員、加藤委員、栗田委員、佐世委員）

#### 4 議題「子どもを親の離婚紛争に巻き込まないための配慮」

(1) 意見交換事項1「離婚をめぐる紛争で親が裁判所に期待することと子どもの気持ち」について

日本の離婚事情、離婚において夫婦が直面する問題等について説明し、事例を提示した上で、意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者、○は外部委員の発言内容）

● 説明したケースでは、夫婦間で争いがあり、妻の方から離婚調停を選択して裁判所に来たという想定であるが、どのようなことを考えて申し立てをしたのか。また、どのような思いで、何を決めて欲しいと思って裁判所に調停を申し立てたのかについて何か御意見があれば伺いたい。

○ 必ずしも明確に何かを決めて欲しいと思って裁判所に来るのではないと思う。専門家に話を聞いて欲しいと思って来ているのではないかという印象を持った。

○ 妻から申し立てた理由として考えられるのは、離婚をしたいということの調整を図ってもらいたいということだと思う。ただ生活していくないと困るので、その生活の基盤となるお金関係について裁判所に決めてもらいたいということもあるがと思う。

- 何を決めていいか、何から決めていいかわからないということがあると思う。調停に持つて行く前に情報を集めた方がいいのではないかと言つてあげたいと思った。
- 実際に調停をしているとこのような若い方の離婚が増えている。子どもが小さいと親権の争いなどいろいろあるが、この場合だと、親族に話をして、双方の親が出て来ると余計に争いが激化してしまい、それで調停に来たという方も多いのではないかと思う。

調停では、「公正に聞いて、どう解決したらよいかというお手伝いをさせていただきます。」という話をしている。そうすると何でも思ったことを言ってもらえる。その思ったことの中で何が一番重要なのかというところを調停委員がある程度整理して聞いていくと問題がまとまるため、当事者双方がどのようなところが揉めていて、どのようなところが解決できるのかではないかと自分の中で問題をまとめていける。そのような形で調停を進めさせていただいている。

- ご本人達にすれば何をどう解決していいかよく分らないのではないかという御意見もあり、確かにそうかもしれないと思うが、調停では、調停委員会が正しいことを決めてこれでどうだというのではなく、当事者に主体的にどのように解決するかということを考えてもらえるようなスタンスで対処している。
- 異婚を求めて裁判所に来るケースは、ほとんどが離婚ということになるのか。あるいは、話し合いの中で歩み寄りが出てくることもあるのか。
- 全てが離婚というわけではないとは思うが、離婚に至っているケースは多いと思う。離婚ということで申し立てた場合に、翻意される方は少ないような感想を持っている。
- ほとんどの例は、離婚の方向に流れていくと理解して良いのか。
- 調停では、合意の成立を促すことがあるが、合意の成立としては、その方向性である可能性がかなり高い。ただケースによっては違う方向で説得することもあるかと思う。
- 子ども達の将来を考えた時にご両親がいた方が良い場合もあるし、ご両親がしょっちゅうけんかしている場面もあるかと思うが、その後子ども達の前で普通の生活ができる、お互いにある程度譲れるところがあるようであれば、離婚まで至らないというケースは多くはないのか。
- 委員が今おっしゃったような、子どものことはどうなのかというのが、今日この後ご説明しようというところである。

意見交換事項1の出題意図としては、離婚を求める当事者にとって子どものことが二の次になってしまっているようなことがあるので、そこを考える必要があるのではないかという問題意識がある。

- (2) 意見交換事項2「子どもの気持ちに配慮を求めるための更なる工夫」について  
さいたま家庭裁判所の工夫事例等の説明、DVD（「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」）を視聴の上、意見交換及び質疑応答を行った。

- 率直な御意見、御感想などを伺いたい。
- 調停の申し立てをしてしまうと、そのまま離婚の方向に進んでしまうのか。そういうことになると、調停を申し立てた人が必ずしも本当に離婚というのだけを求めているのかというのが分からぬ部分がある。

ちょっと話を聞いてもらいたいというような部分もあるのではないかと思うが、調停委員会の方で離婚を思い留まるような方向で話をするとはないのか。
- 調停委員会としては、とくに決め打ちして、片方がこう言っているからいいだろうという風に最初から働きかけることはなく、元に戻ることも視野に入れて働きかけることにしている。ただ、裁判所まで来て申し立てるにはそれ相応の経緯があり、片方が離婚を決意するには相当な堅い決意に至って申し立てることが多い。それを翻して子どものためにもう一度やり直そうという気持ちになってくれる場合もあるが、そう多くはないというのが実情である。
- ご覧いただいたDVDについての感想について何かあれば伺いたい。
- このようなDVDを作つてガイダンス的にやることは良いのではないかと思っている。

個人的には、私の扱つている離婚事件の大半がDV事件なので、DV事件の場合、「子どもの前で争いを見せるな」とか「配慮して」という話は、問題としては解決不可能のようになってしまつてゐるところもあり、なかなかそう言われてもという部分もある。

ただそのような案件の当事者がこのDVDを見ることが何の意味もないかというとそういう訳でもなく、改めてこのようなものを見て、自分に照らし合わせてそれで考えてみるとあるので、このようなものを最初に見てもらうということ自体は有意義なことだと思っている。
- 今、面会交流をやりましょうという流れになつていて、電話の相談を受けているが、その中で面会交流は義務なのかとか、これは断れないものなのか、非常に怖くて一步踏み出せないというような相談を沢山受けている。

現場の方からそういった相談、母親の方からそのように訴えられた時の対応などについて話を伺いたい。
- 面会交流は最も難しい案件の一つである。子どもにとってみればどちらも親であるということは変わらない。片側が会わせたくないと思っているからといって、もう会わせなくていいだろうということには直ちにはならないかと思う。ただ先ほど委員から出たDV案件の場合、子どもの前で暴力を振るう、子どもに直接でなくても暴力を振るわれたりして怖い思いをした子どもがいたりすると、簡単に直接会わせたり、いきなり会わせたりすることが、子どもの傷つきを増すばかりではないかということもある。

最終的にどのように親子関係を生かすか、現在どうしていけばいいのかということを考えていくというスタンスで扱つてゐる。

まったく交流を断ち切つてしまふことがはたしてそれでいいのか。そういうやむを

得ないケースもあり得ると思うが、将来的にそれでいいのか。半分父親の血も流れていることを考えたら、あるいは母親の場合もあるが、面会交流をするかしないか、するにしてもどのようにするかということを考えていくというスタンスで扱っている。

- 面会交流は非常に難しい問題でもある。裁判官、家裁調査官の研究会などでも研究を重ねているところである。
- 子どもの年齢によって親に対する考え方、捉え方が様々で非常に難しい事件だと思っている。

今の話を伺って、最近調査した事件で子どもが、「お父さんが欲しい」、「普通の家族であって欲しかったのに」と言っていたことが蘇った。子どもというのは、父親や母親というものに対して一定の思いというのを親とは違うところで持っているものなのだと改めて感じたところである。そのところに親が気づくことがひとつ大事なのかなと思う。

親が自分の思いに巻き込まないようにしていても、もしかしたら、子どもの方が感じ取って、そういうことを言わないようになっているのかも知れない。ただやはり子どものちょっとした声に耳を傾けてあげることが大事であり、その場合も「お父さんが欲しい」ということを子どもが語ったことが、実は監護している母親にしてみればとても大きなことで、やはり父親との関わりというのも考えなければいけないというきっかけになった。

調査官としては、先ほどのDVDの中にも出ていたが、子ども一人一人を細かく見ていくて、その状態を当事者に伝えていく。また、調停委員にも伝えながら調停を進めてもらう。そういう所をお手伝いさせてもらっている。

- DVDは大変勉強になった。できれば離婚調停、あるいは調停以外の場面で争いをしている夫婦に見せたら良いのではないかと思った。

頭では子どもの前で口論しない方がいいと思っていても、それをしてしまうというケースも多いと思う。このガイダンスでは口論をしない方が良いということを前提にしているが、さらに具体的なアドバイスができれば良いのではないかと思う。子どもに争いを見せないためのヒントのようなものを伝えると助かるのではないかと思った。

今子どもの虐待が増えているという統計結果もあるが、その中で親の争いを見ることも精神的な虐待事案として増えているという報道も耳にした。子どもに親の争いを見せないための知恵も広まっていくと良いのかなと思う。

面会交流の件だが、欧米やアメリカのドラマを見ていると、離婚した夫婦の一方の親と気軽に面会している場面も多く見る。非常に面会交流がやりやすいというか文化的な違いなのか、諸外国と比べて日本の当事者の難しい事情、外国の行政のサポートから学ぶべきことなどそういうものがあれば伺いたい。司法的な機会のサポートとかそういう違があるのかどうか等伺いたい。

- 平成23年の民法改正後は面会交流も少しずつそういう方向になっているのではな

いかと思う。

今、共同親権の導入をすべきではないかという議論もされているかと思うが、方向性としては面会交流をもう少し増やしていくことになるのではないかと思う。自治体によっては面会交流の実施をサポートしている自治体もあると報道されているが、ただ一般的ではないと言われれば、確かにそのとおりかと思う。

- 离婚の家族や子ども達と会うことがあり、その中で、離婚してよかったね、というよりは、継続できない理由はあったかと思うが続けられなかつたのだろうかということが常に頭にある。

離婚によって心が傷つき、自傷行為や不登校になってしまったという子どもも少なからずいるので、子ども達の離婚後の心のケアが必要なのではないかと思う。

- 母親寄りというのは分かるが、例えば調停又は裁判で離婚が成立して母親が子どもを引き取った場合は、父親は後から何を言っても取り返すことはほぼ不可能だが、逆のケースで父親が子どもを引き取った場合は、数年後でも母親側から申し立てをすると申し立てが認められることが多いと感じる。そのあたりが、今男女平等という中で疑問に感じている。

客観的に家庭面でいえば母親を取った方が子どものケアに良いのか、経済的な面でいえば父親を取った方が良いのかといった面を女性だとか男性だとかということではなくて、客観的に裁判所の方ももう少し検討していただいた方がいいのではないかと思う。

- 傾向としては、以前は監護権者、親権者に女性側が指定されることが多かったが、割合からいうと男性の方が監護権者、親権者になるケースは以前よりはだいぶ増えているのではないかと思う。ただやはり女性の方が多いと言われるのであればそうかもしれない。
- 紛争における子どもという前提において、今何がこの子の成長においては必要となっているのかというのが一つの視点になる。そうすると、年齢の小さい子どもに対しては経済的な余裕があることも大事かもしれないが、日々のケアといったところが子どもにとって最優先されることとしてどうしても出てくる。そうなってくると、これまでの子育て事情はどのような状態であったのか、中には共働きで両方が等分に監護している場合もあれば、一方が日々の生活、もう一方が外で働いて経済的なフォローをしている、このような背景があるということになってくるので、子どもにとって今何が必要なのかということを考えている。

ただ子どもの成長によってそのあたりの重点の置き方は変化てくるし、子どもにとってみれば、父か母かというより、父も母もだと思うので、離れて暮らしていても交流ができる、子ども自身がどこに自分の軸足を置くかというところを選択できる。そういう風な状況、あるいはそういう風に子どもが成長してくれると良いかなと思っている。

- 家裁調査官の子の調査というのは、調停の全件で行われるのか。割合はどれくらいなのか。
- 数字的なものは出ないが、中には、子どもに直接会わざとも、最初の段階で両親の話をまとめて聞き、おそらく子どもがこういう状況に置かれているのではないかということを伝えることで親の方が理解し、自分たちなりの解決の方法、将来の家族のあり方のようなところに答えを出していける当事者もいるが、一方では子どもの話を聞いて欲しいというような要請もあって話を聞くこともある。割合の話からずれるが、親は往々にして自分にいいことを言ってくれると考えているが、我々はどちらがいいか、どちらが好きかということを聞くわけではない。子どもにそういったことを求めても、子どもが言った言葉で親の離婚が決まっていくというのはおかしな話である。父か母かではなく、子どもが今どういうことに悩んでいて、どういったことを考えているのかということを親に伝え、そこから親は汲み取って適切な解決の方法を考えもらっている。そういう意味では、子どもの意向といつてもイエスかノーかとか父か母とかそういうことではないということを親に分かってもらい、調査に協力してもらっている。
- 家事部に家庭裁判所調査官が配置されており、離婚の際の親権者等の指定や面会交流をどのように実施していくかといったところを調査することが多い。調査命令が出ているケースの割合については、統計の取り方がなかなか難しいが、判断や調整の難しい事件について調査官が調査を行っているとご理解いただければと思う。

##### 5 次回テーマ等の選定「少年事件における「保護者」について」

##### 6 閉会宣言

##### 第6 次回日時

令和2年6月5日（金） 午後3時